

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者（以下、「乙」という。）は、指定管理業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 乙は、指定管理業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、小松市立西部児童センターの指定管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

(個人情報の提供の禁止)

第3条 乙は、指定管理業務を行うために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の書面による承認なしに第三者に提供してはならない。

(管理目的以外の個人情報の利用の禁止)

第4条 乙は、指定管理業務を行うため、個人情報を収集し、又は利用するときは、当該事務の目的の範囲内で行うものとする。

(個人情報の処理の委託の禁止又は制限)

第5条 乙は、指定管理業務を行うための個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。やむを得ず第三者に委託するときは、あらかじめ小松市（以下、「甲」という。）の書面による承認を得なければならない。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、指定管理業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の書面による承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、指定管理業務を行うに当たり個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第8条 乙が指定管理業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、指定期間が満了し、又は指定が取り消された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは甲の指示に従い抹消するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(適正管理)

第9条 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償義務)

第10条 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。